

千歳市道の駅（地域振興施設）  
指定管理者

募 集 要 項

平成 26 年 6 月

千歳市観光スポーツ部

## 目次

1	施設概要	1
2	指定管理期間	1
3	申請資格	1
4	指定管理者の指定・協定書締結までの手続等（予定）	3
5	募集要項等の配布	3
6	募集内容等に関する質問	3
7	申請受付期間	3
8	申請書類	4
9	選定方法及び選定基準	6
10	管理の基準	7
11	業務内容	7
12	利用料金に関する事項	8
13	管理運営に要する経費等	8
14	損害賠償保険等の加入	11
15	モニタリングの実施等	11
16	業務の継続が困難になった場合等の措置	12
17	業務の引継ぎ	12
18	参考資料	12

## 千歳市道の駅（地域振興施設）指定管理者募集要項

千歳市サーモンパーク（以下「サーモンパーク」という。）は、千歳市の中心市街地に位置し、市民や道内外からの観光客など年間 60 万人が訪れる市内有数の観光施設であり、秋には千歳川のサケの遡上を見学する観光客でにぎわっています。

また、平成 16 年には道の駅としても「サーモンパーク千歳」として登録を行い、平成 25 年度の北海道地区「道の駅」において、アクセス件数 114 駅中第 1 位の人気のある道の駅となっています。

このような中、観光ニーズの多様化に対応し、中心市街地における観光拠点として清流千歳川を活用したにぎわいのある道の駅とするため再整備事業を進めており、地域振興施設の管理運営について指定管理者制度の活用を図ることとしています。

千歳市サーモンパーク条例に定める管理運営を効果的かつ効率的に行うため、千歳市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第 2 条の規定に基づき、指定管理者の指定を受けようとする団体を次のとおり募集します。

### 1 施設概要

- (1) 施設 千歳市道の駅（地域振興施設）及び外周部  
(2) 所在地 千歳市花園 2 丁目 311 番地ほか  
(3) 設置目的  
観光レクリエーション及び憩いの場の提供、地域情報及び道路情報の提供並びに地域特産物等の販売を行い、観光の振興及び地域の活性化に寄与することを目的とします。  
(4) 管理業務対象施設の概要

管理業務対象施設の概要は以下のとおり（仕様書参照）です。地域振興施設の詳細は、施設設計期間である平成 26 年 8 月頃までに決定します。

なお、指定管理予定者（選定事業者）から、地域振興施設の設計に関する意見を伺う予定です。

・地域振興施設：重量鉄骨造・平屋建 延床面積約 1,870 m<sup>2</sup>

電力設備、弱電設備、防災設備、防犯設備、空調設備、給排水設備、衛生設備、防火設備等については、仕様書を参照してください。

### 2 指定管理期間

指定管理期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までです。

※地域振興施設のオープン予定は平成 27 年 8 月とし、それまでの期間は準備期間となります。

※地域振興施設は、平成 27 年 4 月下旬に完成予定であり、その後内装工事、電気設備、機械設備及び什器備品等の据え付け工事を行うこととなります。

### 3 申請資格

- (1) 団体であること（法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。）  
(2) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
  - ② 破産者で復権を得ない者
  - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、千歳市における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
  - ⑤ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
  - ⑥ 千歳市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ⑦ 千歳市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している者
  - ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- (3) 共同事業体による応募
- ① 複数の団体により構成された共同事業体による応募もできますが、同時に複数の共同事業体の構成団体となることはできません。  
また、単独で応募した団体は、共同事業体の構成団体となることはできません。
  - ② 共同事業体で応募する場合は、代表団体を定めてください。
  - ③ 共同事業体で応募する場合は、各構成団体が申請資格を満たしていなければなりません。

#### 4 指定管理者の指定・協定書締結までの手続等（予定）

公募手続	日 程
募集要項等の配布（市ホームページのみ）	6月10日(火)～6月24日(火)
質問書の受付	6月10日(火)～6月16日(月)
質問に対する回答（市ホームページで公表）	随時回答予定
申請書類の受付	6月10日(火)～6月24日(火)
プレゼンテーション、審査	7月上旬
指定管理者の候補者の選定	7月上旬
指定管理者の候補者との仮協定の締結	7月中旬
指定管理者の指定に係る市議会の議決	7月下旬
指定管理者の指定及び協定締結	7月下旬

#### 5 募集要項等の配布

募集要項等は、市ホームページからダウンロードしてください。

掲載期間：平成26年6月10日(火)～6月24日(火)

#### 6 募集内容等に関する質問

- (1) 受付期間：平成26年6月10日(火)～6月16日(月)
- (2) 質問方法：質問書（様式任意）に要旨を簡潔にまとめ、持参、郵送、電子メール又はファックスにより、施設所管課まで送付してください。  
なお、電話及び口頭での照会には応じられません。
- (3) 回答方法：質問に対する回答は、随時市ホームページで公表します。

#### 7 申請受付期間

- (1) 受付期間：平成26年6月10日(火)～6月24日(火)
- (2) 受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日曜日及び祝日を除く）
- (3) 提出方法：持参又は郵送により施設所管課に提出してください。  
また、様式17については、ワード形式でデータを提出してください。提出方法はメールでお願いいたします。
- (4) 提出部数：原本1部、副本11部（コピー）を提出してください。  
※申請様式に基づいてプレゼンテーションを行っていただきますので、インデックスを貼るなどの対応をお願いいたします。

## 【施設所管課・申請書類提出先】

千歳市観光スポーツ部（道の駅再整備担当）（本序舎4階） 担当：粥川

住 所 〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

電 話 0123-24-0377 FAX 0123-22-8854

E-mail [michinoeki@city.chitose.hokkaido.jp](mailto:michinoeki@city.chitose.hokkaido.jp)

## 8 申請書類

申請に関する必要な書類は次のとおりです。なお、申請に当たって支店長等の代表者以外の方が申請する場合は、代表者からの申請等に関する権限を委任する旨の委任状が別途必要となります。また、共同事業体で応募する場合は、様式1-2、1-3、3-2が必要となり、様式2、様式3、様式4及び（4）～（9）の書類については、代表団体及び構成団体も必要となります。

なお、（3）⑯の書類については、議会議決前に公表となります。

（1）指定管理者申請書（様式1）

共同事業体協定書兼委任状（様式1-2）

共同事業体応募構成団体一覧（様式1-3）

（2）申請資格申立書（様式2）

（3）指定管理者の申請に関する調書

① 団体の概要・事業経歴等について（様式3）

共同事業体応募理由及び業務分担表（様式3-2）

② 同種又は類似施設の管理運営実績について（様式4）

③ 緊急時における対応（連絡体制含む。）等について（様式5）

④ 施設の管理運営に係る基本方針について（様式6）

⑤ 各年度の事業計画について（様式7）

⑥ 効率的・効果的な運営への取組みについて（様式8）

⑦ 人員配置計画及び従事者・有資格者について（様式9）

⑧ 施設利用者ニーズの把握方法及び利用者のサービス向上について（様式10）

⑨ 安全配慮及び賠償について（様式11）

⑩ 年度別収支計画及び積算根拠について（様式12）

年度別収支計画及び積算根拠について（その2）（様式12-2）

⑪ 団体独自の工夫等による収益性の確保について（様式13）

⑫ 地域に密着した活動を行うに当たっての考え方について（様式14）

⑬ 市及び地域との連携並びに公共性の担保について（様式15）

⑭ 施設利用者からの改善要求等に対する対応について（様式16）

⑮ 公表書類について その1（様式17）

公表書類について その2（様式17）

(4) 申請資格を有していることを証する書類

① 団体であることを証する書類

(ア) 法人の場合

登記簿謄本、定款、寄附行為の写しなど

(イ) 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合

地方自治法第260条の2第12項の証明書など

(ウ) その他の非法人の場合（市民活動団体等）

団体の規約、構成員名簿など

(5) 法律行為を行う能力を確認（非法人の場合）する書類

① 代表者の身分証明書

(6) 税等の納付確認をする書類

① 千歳市の市税納税証明書

② 消費税及び地方消費税並びに法人税の納税証明書

※納税義務がない場合は、その理由を申立書（様式2）の2に記載

(7) 団体の有する資格等を確認する書類

① 団体の有する資格、免許等の写し

(8) 団体の経営規模・経営状況を示す書類

① 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体）

② 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）

③ 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに当該施設以外の管理業務を開始する団体）

※なお、上記①及び③の書類がない場合は、これらを作成し、作成することができない特別の事情等がある場合は、団体の経営状況を説明する資料がない旨及びその理由を申立書（様式2）に記載し提出してください。

(9) 留意事項

① 官公庁発行の証明書等やむを得ないものを除き、申請書類は原則A4判としてください。

② 申込みの撤回・再提出及び申込書類の修正はできません。（軽微な修正を除く。）

③ 申請書類の提出後に辞退する場合は、書面による辞退届（任意様式）を提出してください。

④ 申請書類は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。

⑤ 選定委員会において、必要と認めるときは、申請書類の追加を求めることがあります。

⑥ 申請書類は、選定を行うために必要な範囲内で複製を作成することができます。

⑦ 申請書類の提出に要する経費は、すべて申請団体の負担とします。

⑧ 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

⑨ 申請書類の著作権は、申請団体に帰属しますが、選定結果の公表その他必要がある場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

なお、指定管理者に指定された団体の申請書類の著作権については市に帰属します。

- ⑩ 申請書類は、千歳市情報公開条例の規程により、個人情報、法人情報などで非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となります。

## 9 選定方法及び選定基準

指定管理者は、選定委員会において候補者を選定し、議会の議決を経て、市長が決定します。なお、選定に当たって、応募団体から選定委員会の委員に対し、プレゼンテーションを行っていただきます。なお、応募にあたり施設に関する調整等については、地域振興施設整備事業者の大和リース株式会社札幌支店と事前協議を行うことについては差支えないものとします。

プレゼンテーションは非公開とし、日程等を含め詳細については、申請書類受理後に別途連絡します。

選考は、次の基準により行い、総合的に本施設の管理を行うに当たり最も適していると認める団体を指定管理者の候補者に選定します。具体的な審査項目及び配点については、次のとおりです。

選定基準	評価項目	配点
団体等に関する事項	◎施設の管理運営における業務遂行能力は十分と考えられるか ◎同規模以上の同種又は類似施設の管理運営業務の実績があるか ◎主たる事業所又は支店等を市内に置き、緊急時等における速やかな対応が可能か	60 点
管理運営に関する事項	◎施設の管理運営に係る基本方針は指定管理者として適切か ◎各年度の事業計画（提案含）は具体的な内容となっており実現可能か ◎効率的・効果的な運営への取組みが見られるか ◎従事者（職員）及び有資格者の配置計画は適切か ◎利用者ニーズの把握方法は適切であり、サービスの向上が見込まれるか ◎利用者への安全配慮については適切か	160 点
事業収支計画等に関する事項	◎収支計画及び積算根拠は明確で適切か ◎独自の工夫等による経費の削減、収入の確保が図られているか	80 点
地域との連携（協働）に関する事項	◎地域の実情を把握し、地域への人的・物的貢献の配慮及び地域に密着した活動を行うことができるか ◎市及び地域との連携及び公共性の担保についての考え方は適切か ◎利用者から改善要求があった場合の考え方は適切か	80 点
計		380 点

## 10 管理の基準

- (1) 開館時間 9:00～17:00（1月2日～12月28日）  
(コンビニエンスストア及び公衆トイレ1箇所は通年24時間とします。)
- (2) 休館日 12月29日～1月1日
- (3) 開館時間、休館日の変更  
指定管理者が、施設の管理業務を行う上で、特に必要があると認めるときは、市の承認を受けて休館日若しくは開館時間を変更し、又は臨時に休館することができるものとします。
- (4) 個人情報の取扱い  
千歳市個人情報保護条例（平成7年千歳市条例第16号）に定める指定管理者の義務を適切に履行するとともに、住民からの情報開示の申し出に対し適切に対応することとします。
- (5) 情報公開の取扱い  
千歳市情報公開条例（平成5年千歳市条例第14号）に基づき、公の施設の管理に関して保有する文書の公開に努めるとともに、住民からの情報開示の申し出に対し適切に対応することとします。
- (6) 環境への配慮  
指定管理者は市の環境に関する方針に準じて、次のような環境に配慮した指定管理業務の実施に努めてください。
- ① 環境法令などを遵守し、環境や人に影響を及ぼす事故を未然に防止することとします。
  - ② エネルギー使用量の削減に向けて、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に規定する諸事情を遵守するとともに、市が行う諸施策に協力することとします。
  - ③ 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、廃棄に当たっては資源の有効活用や適正処理を図ることとします。
  - ④ 施設利用者等への環境の保全及び創設に関する情報提供や業務に携わる者への教育及び学習を推進することとします。
- (7) その他  
物品の調達や再委託の際は市内企業を活用するなど、地域への人的・物的貢献に努めてください。

## 11 業務内容

指定管理者が行う業務は次のとおりとし、業務の詳細は仕様書のとおりとします。  
なお、施設の清掃業務、警備業務などの個別業務を第三者に委託することはできますが、管理全体における業務を一括して第三者へ委託することはできません。

- (1) 施設の使用承認及び取り消し等に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 観光情報及び地域情報等の発信に関する業務

- (4) 農林水産物等の特産品等の販売並びに飲食物の販売に関する業務
- (5) 地域交流及び地域振興を目的としたイベントの開催に関する業務
- (6) 施設の事業計画及び実施に関する業務
- (7) 施設の管理運営上必要と認める業務

## 12 利用料金に関する事項

### (1) 利用料金制度

地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制度を採用しますので、指定管理者は、テナント等利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。

### (2) 利用料金の設定

利用料金については、施設の設置条例等で定める額の範囲内で、指定管理者が市の承認を得て、設定することとなります。

### (3) 利用料金の減免

利用料金については、一定の基準で減免しているものがあります。減免については、指定管理者においても同様の取扱いをしていただきます。

### (4) 前受金の引継ぎについて

指定期間中に收受した利用料金のうち、指定期間満了日の翌日以降の使用に関するものについては、預かり金として処理し、次の指定管理者に引き継ぐこととします。

## 13 管理運営に要する経費等

### (1) 施設使用料について

市は指定管理者に対して、施設使用料（地域振興施設の償却費相当額）は徴収しません。

### (2) 指定管理料について

施設の管理運営に関する一切の費用（指定管理者の交代に伴う引継ぎ、研修等の実施を含む。）は、利用料金、その他の収入をもって充てるものとし、市は指定管理料の支払いをしません。

### (3) 納入金について

納入金を提案する場合は、経営状況、収益及び初期投資費用等を勘案し、事業の安定経営を前提とした納入金を市に納めていただきます。なお、納入金の額については、様式12の收支（A-B）に対して指定期間を通じて一定の割合を提案していただき、この割合を乗じて得た額とします。

### (4) 施設運営収入について

本事業では、利用料金制を導入するため、指定管理者は、利用者（指定管理者を含む）が支払う利用料金を、自らの収入とすることができます。利用料金は、市が条例で定める額を上限とし、指定管理者が、市の承認を得て定めることとします。

また、その他指定管理者が行う事業に関する収入、及び自らの創意と工夫により企画した事業（イベント等）に伴う収入についても、自らの収入とすることができます。

### (5) 修繕・改修等

管理施設の修繕等については、原則として、年間 50 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては、千歳市の費用と責任において実施するものとし、年間 50 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては、千歳市の承認を受けて、指定管理者の費用と責任において実施するものとします。（なお、千歳市の行う修繕等は、予算の範囲内で可能なものとなります。）

（6）備品等

- ① 指定管理者は、市の所有に属する物品については、「千歳市会計規則（昭和 39 年千歳市規則第 25 号）第 124 条及び第 125 条の規定に準じて備品台帳を備え、毎年度、備品と台帳の照合をするものとします。
- ② 市が貸与する備品等は、指定期間中無償で貸与するものとします。
- ③ 指定管理者は、指定期間中、備品等を常に良好に保つものとし、故意又は過失により備品等を滅失し、又はき損したときは賠償することとします。
- ④ 指定管理者は、管理業務等の処理のために必要な備品等を自己の費用により購入又は調達し、管理業務等の実施のために供することができるものとします。
- ⑤ 指定期間が満了したときは、市が貸与した備品等については、市又は市が指定する者に引き継ぐものとします。また、指定管理者が購入又は調達した物品等は、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去又は撤収するものとします。

（7）事故・火災等

- ① 施設そのものの欠陥や地震等の天災により事故・火災等が発生した場合は、当該事故等の処理に要する費用については、千歳市の負担とします。
- ② 指定管理者の故意又は過失により、千歳市又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償費用は、指定管理者の負担とします。

## (9) リスク分担

管理業務に関するリスク分担は、次のとおりとします。

種類	内容（例示）	負担者	
		市	指定管理者
価格・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少 (※人件費、物品費等の物価変動及び金利の変動に伴う経費の増加等)		○
税制・法令改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少 (※消費税率の改正に伴う増税等(法令変更による施設大規模改修は除く))		○
	上記以外の制度改正等による経費の増加又は収入の減少 (※所得税・法人税等の納税額の増加等) (※業務を行う上での資格要件等に関わる変更)		○
その他の制度変更	指定管理者制度に直接関係する条例、規則等の改正 その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の条例・規則等の改正その他の制度変更による経費の増加又は収入の減少		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
需要変動	需要変動による収入の減少		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
不可抗力	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費 (※自然災害等による施設・設備・備品の損傷等)	○	
	不可抗力に伴う事業の中断		協議事項
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
施設等の損傷等による修繕、事業の中止	指定管理者の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴う修繕費用の増加及びそれに伴う事業の中止 (※指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの)		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で年間 50 万円以上のもの（千歳市の予算の範囲内で可能なもの） (※経年劣化によるもの（大規模なもの）)	○	

	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で年間 50 万円未満のもの (※経年劣化によるもの (小規模なもの))		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕等に伴う事業の中止等	協議事項	
第三者への賠償	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合 (※指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合等)		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
引継ぎコスト	施設運営の引継ぎに必要な費用 (※指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中に業務を廃止した場合の事業者の撤収費用等)		○

## 14 損害賠償保険等の加入

指定管理者は施設利用者等の事故に備えるために、必要に応じて施設賠償責任保険等の保険に加入することとします。

指定管理者の責に帰すべき事由により、施設及び設備が使用に耐えなくなった場合、あるいは指定管理者の責に帰すべき事由により、利用者等に被害が及んだ場合は、施設所管課の指示に基づき、その損害の全部又は一部について賠償していただくことになります。このため指定管理者は、あらかじめ損害を担保するために損害保険に加入するなど、必要な措置を講じることとします。

## 15 モニタリングの実施等

千歳市は、指定期間に中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な環境状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。

さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消しを行うこととなります。

### ① 定期報告

月例報告書及び事業報告書を作成し、提出していただきます。

### ② 状況確認

市は隨時、指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行います。

また、施設の利用者に対して、ヒアリングやアンケート調査を市が独自に実施するものとします。

### ③ アンケート調査の実施

施設利用者等の利便性の向上等の観点から、指定管理者はアンケート調査の実施により、施設利用者及び市民一般への意見・苦情等を聴取し、その結果を管理運営に反映させるとともに、月例報告書及び事業報告書で市へ報告していただきます。

## 16 業務の継続が困難になった場合等の措置

市と指定管理者間の請求や申出等は、原則として文書で行います。

協定書の内容を変更しなければならない事由が生じたときや、業務の継続が困難となった又はそのおそれが生じた場合は、次の指定様式により、速やかに市と協議しなければなりません。なお、市から指定管理者へ協議を行う場合も、同様式により文書で行います。

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| (1) 協定内容変更の協議     | 様式2 1 (市・指定管理者共通) |
| (2) 業務停止・指定取消しの協議 | 様式2 2 (市・指定管理者共通) |
| (3) 協議事項の承諾       | 様式2 3 (市・指定管理者共通) |
| (4) 業務停止・指定取消しの決定 | 様式2 4 (市のみ)       |

措置の内容については、次のとおりです。

### (1) 指定管理者の責に帰すべき事由による場合

指定管理者の責に帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた時には、市は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合等には、指定管理者の指定の取消し又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

なお、団体が解散した場合等で、事前の協議が明らかに困難な場合又は市との協議に指定管理者が正当な理由なく応じない場合は、協議等を経ずに業務の停止又は指定の取消しを決定することができます。

### (2) 指定が取り消された場合等の賠償

(1)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、千歳市に生じた損害を賠償しなければなりません。

### (3) 不可抗力等による場合

災害その他の不可抗力等、市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合、市と指定管理者は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合、市は指定管理者の取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じができるものとします。

## 17 業務の引継ぎ

指定期間の終了若しくは指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は円滑な引き継ぎに協力していただきます。なお、次期指定管理者が期日から管理を開始できるように、指定管理者が自ら調達した什器備品等の撤去等の原状回復を期間内に行っていただきます。

## 18 参考資料

- (1) 千歳市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
- (2) 千歳市個人情報保護条例
- (3) 千歳市情報公開条例
- (4) 千歳市サーモンパーク条例（施設の設置条例）
- (5) 千歳市サーモンパーク条例施行規則（施設の施行規則）